破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２３２号
青森市南佃２丁目８番27号
破産者　千代谷悦雄
1　決定年月日　平成25年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
神奈川県座間市西栗原２丁目12番８―306号エクセルかしわ台
破産者　河原木正敏
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３３２号
福井市光陽１丁目９―16、開始決定時の住所福井市学園２丁目11番６号
破産者　冨田　新吾
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８４号
福井県吉田郡永平寺町山王第21号23番地１
破産者　鶴田貴三子
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０３号
福井県鯖江市二丁掛町第31号６の１・６の４合併の１番地
破産者　加藤　賢一
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
福井県越前市幸町６番25号
破産者　井上　孝治
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０７号
名古屋市北区新沼町129番地の３
破産者　岩﨑　　誠
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８９号
愛知県常滑市小倉町６丁目105番地、住民票上の住所愛知県常滑市大野町10丁目27番地
破産者　中村　勇三
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７号
兵庫県養父市長野164番地２
破産者　進元　敏雄
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第６０６号
広島市安佐南区八木９丁目29番27―203号、開始決定時の住所広島市安佐南区中須１丁目44番26―５号
破産者　池森　祐司
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７０号
広島市南区翠２丁目14番３―102号
破産者　奥崎富美枝
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４号
広島市南区宇品御幸３丁目７番29―201号中福アパート
破産者　津口　勝志
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０号
熊本市北区楠７丁目１―48、住民票上の住所熊本県合志市御代志1648番地154
破産者　篠原　伸之
1　決定年月日　平成25年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６２号
茨城県ひたちなか市大字高場530番地15　サニーコート吉川102号、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市大字佐和3036番地８
破産者　遠藤　武和
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２８５号
熊本市東区秋津１―１―126―410号、住民票上の住所熊本県合志市須屋1375番地24
破産者　清藤勇一郎
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６９１号
熊本県宇城市小川町西北小川838番地
破産者　中島　秀司
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０２号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2353番地１
破産者　ヒロ企画こと　各務　弘昭
1　決定年月日　平成25年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係